

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に変更ときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◇告示

計量器定期検査の実施
生活上消費者の登録変更届出期間

米飯提供業者の登録
保険医の指定
診療所所在地の変更

◇選管告示

政党、協会、その他の団体の收支報告書要旨
政党、協会、その他の団体の解散の際における收支報告書要旨

検査日時

五月七日 午後一時から午後 四時まで

〃 八日 午前十時から午前十二時まで

〃 午後一時から午後 三時まで

〃 九日 午前十時から

検査区域

日野郡多里村

〃 伯南町（前の日野上村の区域）

〃 （前の山上村の区域）

〃 （前の日野上村の区域）

検査場所

多里村役場

矢戸公民館

伯南町役場山上支所

生山公会堂

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十一年五月四日

告示

鳥取県告示第七十号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定により、日野郡の計量器定期検査を次のように実施する。

候補者の選挙運動に關してなされた寄附及びその他の收支報告書要旨
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数
◇公安告示 交通管制の変更、解除
◇公告 准看護婦試験の合格者

十日	午後一時から午後三時まで	福栄村	福栄村役場
十一日	午前十時から	石見村	石見西小学校
十二日	午前九時から午前十二時まで	高宮村(前の大宮村の区域)	大宮小学校
十三日	午前十一時から午後四時まで	黒坂町	高宮村役場あびれ支所
十四日	午前十時から午後三時まで	根雨町	黒坂中学校
十五日	午前十時から午後三時まで	江府町	根雨町公民館
十六日	"	溝口町(前の溝口町の区域)	江府町保育園
十七日	"	溝口町(前の溝口町の区域)	溝口町役場
十八日	"	溝口町(前の溝口町の区域)	溝口町役場二部支所

備考 計量法第百四十二条但書による所在場所で行う定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十一年五月七日から六月六日までとする。

鳥取県告示第百七十一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第十八条第二項第五号の規定にもとづき、生活上消費者が昭和三十一年六月一日をもつて登録変更するため、市町村長に届け出る期間を次のとおり定める。

昭和三十一年五月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百七十二号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)

昭和三十一年五月二十一日から昭和三十一年五月二十三日まで

第三十五条の四の規定にもとづき、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十一年五月四日

登録番号 東第二〇号

氏名または名称 株式会社 厚生苑

業務内容 飲食店

営業所所在地 八頭郡智頭町大字智頭一、八一

鳥取県告示第百七十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険医を指定した。

昭和三十一年五月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名

診療科名	診療所所在地
外科	鳥取赤十字病院 鳥取市西町一番地

氏名

指定年月日

加藤 達也 昭和三十一年三月十一日

鳥取県告示第百七十四号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件(昭和二十三年七月厚生省令第三十二号)第五条の規定により次のように保険医から診療所所在地の変更の届出があつた。

昭和三十一年五月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名

新診療所名称

診療所所在地

変更理由氏名

変更年月日

齒科 井上齒科医院 岐阜県中津川市駒場二九二 鳥取市東品治町一〇ノ一三 管外転出 井上 隆 昭和三十一年三月三十一日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協会、その他の団体又はその支部の收支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十一年五月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄

政党、協会、その他の団体の收支に関する報告書要旨

- 一 種類 政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書
- 二期間 昭和三十年七月一日から昭和三十年十二月三十一日まで
- 三 報告書の要旨

団体名	寄附及び収入又は総額		一件千円以上の寄附総額		一件五百円以上の寄附総額		支出の総額		一件千円以上の支出総額		一件五百円以上の支出総額		報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
日本社会党（右派）鳥取県支部連合会	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十一年四月二十九

- 四 主たる寄附者及び支出者
 - （一）寄附者 該当なし
 - （二）支出者 該当なし

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定により次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十一年五月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄

政党、協会、その他の団体の收支に関する報告書要旨

- 一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書
- 二期間 昭和三十一年一月一日から昭和三十一年四月二日まで

三 報告書の要旨	政党、協会その他の 団体名	寄附及び 収入又は 寄附の総 額	一件千円 以上の寄 附	一件五百 円以上の 寄附	支出の総額	一件千円 以上の支 出	一件五百 円以上の 支出	報告書受 理年月日
	日本社会党（右派）鳥取県 支部連合会	1円	1	1	1円	1	1	昭和三一、 四、一九

四 主たる寄附者及び支出

- （一）寄 附 者 該当なし
- （二）支 出 該当なし

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定により、次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十一年五月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄

一 種類 政党、協会、その他の団体の收支に関する報告書要旨
政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二 期 間	昭和三十一年一月一日より 昭和三十一年三月二日まで	
三 報告書の要旨	政党、協会その他の 団体名	
日本民主党鳥取県支部連合会	寄附及び 収入又は 寄附の総 額	一件千円 以上の寄 附
	1円	1
四 主たる寄附者及び支出	一件千円 以上の寄 附	一件五百 円以上の 寄附
	1円	1
（一）寄 附 者 該当なし	支出の総額	一件千円 以上の支 出
	1円	1
（二）支 出 該当なし	一件五百 円以上の 支出	一件千円 以上の支 出
	1円	1
政党、協会、その他の団体名	支出の総額	一件千円 以上の支 出
	2,650円	1
日本民主党鳥取県支部連合会	一件千円 以上の支 出	一件五百 円以上の 支出
	2,650円	1
自由民主党鳥取県支部連合会へ引継		報告書受 理年月日
二、六五〇円		昭和三一、 四、二四

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された、昭和三十一年四月四日執行の参議院地方選出議員補欠選挙の候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

五、〇〇〇	一	南博	商業	鳥取市
三、〇〇〇	一	大石誠	医師	鳥取市
五、四〇〇	二	安田勝栄	農業	境港市
五、〇〇〇	一	米村健	団体役員	米子市
三、〇〇〇	一	鈴木鋭	〃	鳥取市
三、五〇〇	一	在京県人有志	〃	東京都
二、六五〇	三	遠藤愛治	商業	鳥取県日野郡根雨町
一、〇〇〇	一	森安是公	農業	〃 西伯郡岸本町
五〇〇	一	景山房市	〃	〃 東伯郡北条町
一、〇〇〇	一	田江弘	〃	〃 関金町
三、五〇〇	一	安田又男	〃	〃
五、八〇〇	二	河毛市治	商業	鳥取市
一、〇〇〇	一	松下春治	〃	〃
一、九五〇	三	小林高夫	農業	鳥取県気高郡鹿野町
三、〇〇〇	一	岩田瀧夫	会社役員	〃 気高町
一、〇〇〇	一	林正明	事務員	鳥取市
一、二〇〇	一	安東淑夫	商業	鳥取県八頭郡若桜町
八〇〇	一	森西辰良	農業	鳥取市

昭和三十一年五月四日			
鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄			
公職の候補者の選挙運動に関する報告書要旨			
一 選挙の種類・昭和三十一年四月四日執行参議院地方選出議員補欠選挙			
二期 間 二月二十九日から四月四日まで			
三 報告書の要旨			
候補者氏名	出納責任者氏名	寄附及びその他の収入の総額	支出の総額
裏坂 憲一	山本 達夫	三、三三二.〇〇円	五、九三三.〇〇円
坂口平兵衛	坂口 幹	四、〇〇〇.〇〇	四、四二二.〇〇
中田 吉雄	大平 亮満	八、七〇〇.〇〇	三、四四四.〇〇
四 主要な寄附者及び支出			
(一) 寄 附 者			
候補者氏名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名
裏坂 憲一	一、〇〇〇.〇〇円	一	日本共産党鳥取県委員会
	三、〇〇〇.〇〇	一	川西 基次
			医 師 米子市
			職 業 住所又は主たる事務所の所在地
			鳥取市
			鳥取市
			米子市
			昭和三一、四、一九
			四、一八
			四、一九
			報告書受理年月日

2	坂口平兵衛	九〇、〇〇〇	五〇〇	山口 義行	木島 孝明	鳥取県八頭郡船岡町
		五〇〇	二四二	福田 秀雄	山口 義行	倉吉市
		四〇〇	八〇〇	小前 昭二	農 業	鳥取県東伯郡赤碕町
		四〇〇	二、〇〇〇	亀井 文二	商 業	境港市
		四〇〇	五五〇	高木 利一	商 業	米子市
		九〇〇	一、〇〇〇	村上古志夫	農 業	鳥取県西伯郡淀江町
		五〇〇	四五〇	福井 三信	農 業	八頭郡智頭町
		五〇〇	八五〇	浅田 重明	商 業	倉吉市
		一、〇〇〇	五〇〇	北川 忠雄	商 業	鳥取市
		四〇〇	五〇〇	前田 勇	農 業	鳥取県岩美郡宇倍野村
		四〇〇	一、〇〇〇	西川 肇	農 業	鳥取市
		四〇〇	四〇〇	田北 裕	農 業	鳥取県東伯郡北条町
		四〇〇	四〇〇	神門 元恵	農 業	鳥取市
		四〇〇	四〇〇	大前 隆	農 業	鳥取市
		一、〇〇〇	四〇〇	山崎 康男	農 業	米子市
		一、〇〇〇	四〇〇	竹内 利友	農 業	米子市
		一、〇〇〇	四〇〇	坂口合名会社	不動産管理	鳥取市

3	中田吉雄	三〇〇、〇〇〇	五〇〇	辛川八千代	飲食店	鳥取市
		一、五〇〇	三〇〇	日本社会党本部	政 党	東京都
		一、〇〇〇	一〇〇	鳥取県職員組合	政 党	鳥取市
		一、〇〇〇	一〇〇	国鉄米子地方本部	政 党	米子市
		四、〇〇〇	一〇〇	鳥取県高教組	農 業	鳥取市
		一〇、〇〇〇	一〇〇	中田くみの	農 業	鳥取県八頭郡若桜町
		一〇、〇〇〇	一〇〇	日本労働組合総評議会	農 業	東京都
1	裏坂憲一	一〇、〇〇〇	一〇	人事費	一五〇	一 食糧費
		一、〇〇〇	一〇	事務所費	一一、九〇〇	九 宿泊費
		一、〇〇〇	二	個人演説会会場費	六九〇	四 雑費
		二、七三二	四	通信費	八八、七〇〇	五五 人件費
		七〇〇	二	交通費	一七、一六二	六 事務所費
		一一、八〇〇	四	印刷費	一五、一五〇	二三 個人演説会会場費
		九、七二〇	三	広告費	九二、四四二	一七 通信費
		一、二三〇	一	文具費	六八、六六〇	六 交通費
					一四、八五五	三 印刷費

3 中田 吉雄

五二、〇五八	九	広告費
三、八四〇	一七	文具費
一八、二四五	四	食糧費
六六、二〇〇	四〇	宿泊費
七、三〇九	一四	雑費
六八、六〇〇	三七	人件費
八九、六八〇	五	事務所費
五、〇〇〇	三	個人演説会会場費
五四、九〇二	三	通信費
二三、一四〇	三七	交通費
一一、四三〇	三	印刷費
一一、五九〇	五	広告費
一一、二五〇	六二	文具費
三、四九〇	九	食糧費
二一、二八二	八	宿泊費
一六、〇五〇	六二	雑費

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項及びこれを準用する規定による、選挙人名簿確定の日においてこれに記載された者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。

昭和三十一年五月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 七、一三四
選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一一八、八九三

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

倉吉市	一〇、三一〇
米子市	一七、五八〇
境港市	六、三一〇
岩美郡	六、九六七
八頭郡	一四、三七三
気高郡	五、六八〇
東伯郡	一七、四〇五
西伯郡	一一、七二三
日野郡	八、一八七

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

鳥取県公安委員会告示（昭和三十年九月告示第十二号）の一部を次のとおり改正する。

昭和三十一年五月四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一級国道二十九号線鳥取市湯所町二四三番地地先から同市田島五九番地地先までの間	七〇	一五
--	----	----

削する。 県道米子飛行場線米子市角盤町一丁目二九番地地先から同市東倉吉町三〇番地地先までの間	五〇〇	一五
---	-----	----

改める。 県道米子飛行場線米子市角盤町一丁目二九番地地先から同市東倉吉町三〇番地地先までの間	五〇〇	二五
---	-----	----

